韮崎市商工会優良従業員表彰規程

永年勤続優良従業員表彰

第一条　本会の会員の従業員（家族従業員及び法人役員を除く者）であって、品行方正、勤勉、誠実職務に勉励し、他の模範となる者は本規定により表彰する。

第二条　表彰は同一事業所のもとに、十年、十五年、二十年以上の各勤務者の三種類とする。

第三条　表彰を行うときは被表彰者を選考するため「優良従業員表彰審査委員会」を設置する。

第四条　前条委員は、官公庁関係者、学識経験者、本会役員、その他、とし会長が委嘱する。
委員は十名以内とし、委員長は商工会製造業部会長とする。

第五条　審査委員会は、被表彰者を選考決定のうえ会長に報告する。

第六条　表彰は下記の区分により表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。但し、過去において罰則を受けた者または虚偽の申請を行ったものは無効とし、又、表彰を取り消すことがある。

① 同一事業所に二十年以上勤務し、就業成績優秀従業員に対しては山梨県知事賞を申請する。

② 第二条における二十年未満の勤務者に対しては次により表彰する。

イ、韮崎市長賞　　十五年以上二十年未満勤務者を対象とする。

ロ、商工会長賞　　十年以上十五年未満勤務者を対象とする。

第七条　会員である事業主は、毎年所定様式により指定期日までに優良従業員表彰候補者推薦書に該当事項を記入の上、商工会長あて推薦するものとする。

第八条　表彰は概ね毎年一回、適当と認める時これを行う。

第九条　本会は表彰者名簿を備え付け、通し番号を付し永年保存するものとする。

第十条　本規定に定めるものの外、実施上必要な事項は別に定めることが出来るものとする。

※算定の基準日については、令和8年3月31日とする

（県の基準日と統一しています。ご了承ください）

創意工夫優良従業員表彰

第一条　事業所で、新しいアイデア・考え方・手段・方法を見つけ出し、実行することにより、事業所の業績向上および効率化などに貢献した優良従業員を表彰する。
（具体例：新製品・ヒット商品の開発、新規取引先の開拓、事業所のイメージアップ等）

第二条　表彰対象者は本会の会員の従業員（家族従業員を含む）であること。

第三条　会員である事業主は、毎年所定様式により指定期日までに別添推薦書に該当事項を記入の上、商工会長あて推薦するものとする。

第四条　被表彰者は、審査委員会において選考決定のうえ会長に報告する。

第五条　前条委員は、官公庁関係者、学識経験者、本会役員、その他、とし会長が委嘱する。

第六条　表彰は優良従業員表彰時において表彰状及び記念品を贈呈して行う。但し、過去において罰則を受けた者または虚偽の申請を行ったものは無効とし、又、表彰を取り消すことがある。

第七条　本会は表彰者名簿を備え付け、通し番号を付し永年保存するものとする。

第八条　本規定に定めるものの外、実施上必要な事項は別に定めることが出来るものとする。